

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月19日
【届出者の氏名又は名称】	U r s a 4 株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング12階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング12階
【電話番号】	03-6636-3900
【事務連絡者氏名】	加藤 裕生
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	U r s a 4 株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング12階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、U r s a 4 株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ジェイ・エス・ピーをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年6月15日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、()公開買付者が、2026年6月17日(現地時間)付で2010年連邦競争消費者法セクション51A B Vに基づき、オーストラリア競争消費者委員会(Australian Competition and Consumer Commission)に対して、本公開買付けについて届出が不要である旨の決定に関する申請を行ったこと、()対象者が2026年6月18日付で事業年度第38期中(自2025年11月1日至2026年4月30日)に係る半期報告書の訂正報告書を近畿財務局長に提出したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 買付け等を行った後における株券等所有割合

7 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

オーストラリア競争法

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

訂正報告書

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

6【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	212,446
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	776
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年6月15日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年6月15日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2026年4月30日現在)(個)(j)	211,624
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本新株予約権の目的となる対象者株式の数(77,600株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2026年4月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2026年6月15日現在に提出した第38期半期報告書に記載された2026年4月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(21,244,676株)に係る議決権の数(212,446個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	212,446
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	776
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年6月15日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年6月15日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2026年4月30日現在)(個)(j)	211,624
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本新株予約権の目的となる対象者株式の数(77,600株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2026年4月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2026年6月15日現在に提出した第38期半期報告書(2026年6月18日に提出された訂正報告書を含みます。)に記載された2026年4月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(21,244,676株)に係る議決権の数(212,446個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

7【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

オーストラリア競争法

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本株式取得に関して、本書提出後速やかに A C C C に対して関連書類を提出予定です。A C C C が免除決定を行うための法定期間は、提出日から25営業日以内とされていることから、公開買付者は、公開買付期間中に免除決定を受領する見込みです。公開買付者が A C C C から免除決定を受領した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。また、公開買付者は、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに A C C C からの免除決定を取得できないことが判明した場合には、下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本株式取得に関して、2026年6月17日(現地時間)付で A C C C に対して関連書類を提出しております。A C C C が免除決定を行うための法定期間は、提出日から25営業日以内とされていることから、公開買付者は、2026年7月22日(現地時間)までに免除決定を受領する見込みです。公開買付者が A C C C から免除決定を受領した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。また、公開買付者は、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに A C C C からの免除決定を取得できないことが判明した場合には、下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【訂正報告書】

(訂正前)

訂正報告書(上記 に記載の第36期有価証券報告書の訂正報告書)を2025年2月28日に近畿財務局長に提出

(訂正後)

訂正報告書(上記 に記載の第36期有価証券報告書の訂正報告書)を2025年2月28日に近畿財務局長に提出

訂正報告書(上記 に記載の第38期半期報告書の訂正報告書)を2026年6月18日に近畿財務局長に提出

公開買付届出書の添付書類

(1) 府令第13条第1項第12号の規定による書面

対象者は、2026年6月18日に、事業年度第38期中(自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)に係る半期報告書の訂正報告書を近畿財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本書に添付いたします。